

巻上げ機(ウインチ)の運転者特別教育(学科のみ)のご案内

建設業における労働災害は、機械化が促進される一方で、機械の正しい取り扱いに関する知識不足等のために発生するものが多く見られると指摘されているところです。

瓦揚げ機をはじめ、巻上げ機(ウインチ)の運転業務については、取り扱いが容易である反面、危険性が高いことから、労働安全衛生規則第36条第11号において、危険有害業務に従事するものに該当し、特別教育を行うことが義務付けられているところです。

つきましては、「巻上げ機(ウインチ)の運転者特別教育」を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

ただし、本教育は学科教育のみの教育となりますので、実技教育は各事業場において4時間以上必ず実施して下さい。

なお、本講習は、全国土木施工管理技士会のCPDS及び建築士会CPDの学習プログラムの申請を行い、その認定を得ております。

記

1 講習日時及び場所

日	時	場 所
令和 3年 10月20日 (水)	8時50分 ~ 16時20分	大分職業訓練センター 【大分市下宗方古川1035-1】

2 定 員 20名

3 対 象 者 満18才以上の方(経験年数は有しません。)

4 受 講 料 会 員 7,650円 (受講料 6,600円、テキスト代 1,050円)
非会員 8,750円 (受講料 7,700円、テキスト代 1,050円)

受講料及びテキスト代は、消費税込(10%)の金額です。

5 講習内容

科 目	範 囲	時 間
巻 上 げ 機 に 関 す る 知 識	巻上げ機(安衛則第36条第11号の機械)の原動機ブレーキ、クラッチ、巻胴、逆転防止装置、動力伝達装置、電気装置、信号装置、連結機材、安全装置、各種計器及び巻上用ワイヤーロープの構造及び取扱いの方法、巻上げ機の据付方法	3時間
巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識	合図方法、荷掛方法、連結方法、点検方法	2時間
関 係 法 令	法令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間
計		6時間

6 申込方法

- ◎ 証明写真(3.0cm×2.4cm・6か月以内に撮影したもの)を貼付した申込書と受講料を添えて、建設業労働災害防止協会大分県支部又は建設業協会支部(建災防分会)にお申込み下さい。
申込方法は、窓口持参と郵送があります。郵送の場合は、受講票送付用として、84円切手を貼った返信用封筒(宛名を記入)を同封して下さい。ホームページに詳細を記載しております。
- ◎ 申込者が20名に達したときは締切ります。
申込後の取消・欠席は、受講料をお返しいたしません。ただし、受講者の交代は出来ます。
- ◎ 申込書に記載する氏名、生年月日等は法令で定められた記載項目であり、他の目的では使用しません。
- ◎ 所定時間に遅刻・早退した方には、修了証を交付しません。早めに来て講習前に受付を済ませて下さい。
- ◎ CPDSを希望される方は、運転免許証等のご本人確認ができるもの(顔写真付)をご持参下さい。
- ◎ お弁当の販売はありませんので、各自でご準備下さい。

◆ 照 会 先

建設業労働災害防止協会 大分県支部 (略称:建災防)

〒870-0045 大分市城崎町3-3-41

TEL 097(538)0745

FAX 097(538)0323

《ホームページ》 <http://www.kensaibo-oita.com/>